

ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）控訴審 不当判決に対する抗議声明

大阪高等裁判所は9月28日、平成29年（ネ）第1237号賃金請求控訴事件に対して、「本件控訴をいずれも棄却」するという不当判決を下した。

本件は、大阪地方裁判所で大阪第二運輸所分会の山口さん、名古屋車両所分会の田川さん、大阪仕業検査車両所分会の島津さん、渡邊さんの4名が共同本人訴訟として、ボーナスの減額には理由がないとして、非違行為の存否について争ってきたが、大阪地方裁判所は、原告の主張を一切認めることなく不当判決を言い渡したため、原告4名は判決を不服として2017年4月7日に、大阪高等裁判所へ控訴し係争してきた事件である。

大阪高等裁判所では、全管理者が重大な証拠となる「手控えのメモ」をパソコンに入力後、すぐに自分の判断で廃棄していることから、それらは、管理者らの一方的な報告であり客観的な証拠がないこと、さらに、管理者らの注意指導の間違いや虚偽、事実と違った内容の報告が行われていることを訴えてきた。

しかし、大阪高等裁判所は、判決の中で、管理者が「点検の箇所を誤解したまま、控訴人渡邊に対して誤った注意をした可能性が否定できない。」と、管理者も注意指導を間違えることもあると認めながらも、パソコンに入力した記録は、「実際の注意指導におけるやり取りの主要部分を記載したものと認められる。」「記録の記載に依拠した各管理者の証言の信用性を疑わせる事情は見当たらない。」とし、「本件非違行為が実際になされた結果である」と、大阪地方裁判所の判決の推認を認定する不当な判決を下したのである。

私たちは、この不当判決に対して怒りをもって強く抗議する。

私たちは、裁判には敗訴したが、この間の裁判闘争を通じて多くの成果を勝ち取ってきた。それは、会社からの不当なボーナスカットを通じた組織破壊攻撃を跳ね返し、ボーナスカットゼロを実現したことであり、法廷闘争と職場闘争を結合させ組織の強化を勝ち取ってきたことである。

私たちは、この間の裁判闘争で培った経験と教訓を、今、闘いのただ中である「ボーナスカット共同本人訴訟Ⅱ」、「欠勤損賠本人訴訟」の裁判闘争へつなげ、会社からの不当な攻撃を通じた強権的な職場支配体制を許さず職場からの闘いをさらに展開していく。

2017年9月28日

J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
J R 東海労働組合大阪第二運輸所分会
J R 東海労働組合大阪仕業検査車両所分会
J R 東海労働組合名古屋車両所分会